

の迷信的対応策を述べた文は戦国時代～漢代の簡牘に多く見られ、当時の役所に住民の要求に応えるべく多数用意されていたと思われる。配布資料に住居にまつわるもの三点を選んだ。質問は、当時の民衆が身の廻りの珍現象に恐怖心を抱き、役所に駆け込むのは分かるが、対応する役人までが明らかな迷信を本気で示していたのか、という疑問で、当時における科学的認識とは何か、まで議論は進んだ。

第五七七回 一月二〇日(水)

漢簡が伝える中国古代の裁判

東洋文庫研究員 池田 雄一
中央大学名誉教授

近年、中国各地で出土する簡牘は、吏人の墓からの出土が少なくなく、生前の業務に関連する律令や行政文書が大量に副葬されていた。この結果、伝世史料においては定かでないが、中国古代の律令制社会の詳細を窺い知ることができるようになった。ここでは、その律令がどのように運用されていたかを、紀元前、秦・漢初の裁判において確認してみたい。

裁判は、些末な庶民生活をあからさまに伝え、社会史としても興味深い。裁判における律令の位置付けは、最末の庶民の日常と律令との接点を知る上で貴重な課題となる。

同時に、この律令の整備は、紀元を遡る中国古代において、数千万に上る人々（前漢末紀元二年の人口は、五九五九万四九七八人。『漢書』地理志）を統治する上で、軍事力などの威圧的手法のみで体制を維持することが困難であったことを伝えてくれる。

伝世史料では、裁判を支える律令（刑罰法規）、刑書が早くから整備されていた。刑書の整備は、春秋時代、中央集権化が進む紀元前六世紀に、鄭の刑鼎（前五三六年）、晋の刑鉄鼎（前五一三年）、鄭の竹刑（前五〇一年）など多出する。これら刑書の整備は、否定的反響を呼んだ鄭の刑鼎に対し、鄭の竹刑では既に国益に沿う（『春秋左氏伝』）とも見なされたが、また刑の起源を異民族である苗民に仮託する（『尚書』呂刑）言辞もある。

それでも戦国秦漢時代にかけては、李悝の法経（盗律・賊律・網律・捕律・雜律・具律）、劉邦の法三章、蕭何の九章律と刑罰法規の継承が伝えられる一方、行政的法規については、蕭何の九章律中の三律（戸律・興律・廐律）を知る程度であった。これに対して簡牘では、戦国時代にも遡

る睡虎地秦簡の秦律十八種（一〇七条。田律・廩苑律・倉律・金布律他）や龍崗秦簡の秦律斷簡（禁苑管理規定が中心）、嶽麓書院藏秦簡の秦律（整理中。亡律・田律・金布律・倉律他）、張家山漢簡『二年律令』（呂后二年・前一八六年）の漢律二七種・令一種（三二六条。田律・戸律・置吏律・金布律他・津関令）などと、戦国秦漢に遡る行政的法規が多数含まれていた。

しかし睡虎地秦簡や龍崗秦簡中の秦律は、王室直轄地の管理規定としての位置付けが窺え、睡虎地秦簡『語書』（前二二七年）では、秦の支配を受け五〇年の歳月が過ぎた南郡（湖北荊州）においても、秦の律令が未だ役人や住民によって遵守されていなかったと述べられている。

張家山漢簡『二年律令』は、国家法としての枠組みが整備されていたが、行政的法規の登場には、王室の家法としての位置付けが窺えることになる。後代の晋泰始律令（西暦二六七年）において、それまで律が本則、令が追加法であった律令は、新たに律が刑罰法規、令が行政的法規と類別が設けられたが、それ以降も、行政的法規は、歴代王朝の体制と密接に関わり、各王朝の祖法として重視される一方で、王朝間においては、刑罰法規と比べてその継承性が劣ることになる。

この行政的法規に対して刑罰法規は、統治の柱として歴

代継承され、治安の維持、安定に貢献すると共に、人々の日常とも深く関わりを持つことになる。ここで取り上げる裁判事例も、この刑罰法規がその運用を支えることになる。罪を問う行為については、「費用命戮于社」（『尚書』甘誓）とあるように、「社」の前で行われることになっており、賞賜の場である祖廟と切り離されていたが、この記述は当然、時代は遡る。刑罰法規が整う戦国時代になると裁判の安定性が重視されることになる。睡虎地秦簡の『法律答問』は、具体的な事例を基に律令の運用に解説を加えた手引き書で、『唐律疏議』に類似するものであった。同『封診式』は、裁判の手順を例示した手引き書で、宋代の『棠陰比事』に類似する。

ただこれら睡虎地秦簡に含まれる裁判上の手引き書は、多少、抽象化されていたが、張家山漢簡『奏讞書』においては、裁判での具体的な審理過程が生々しく記載されており、伝世史料では窺い知れない二千数百年前の人々の日常が窺える。奏讞は、判決に関わった県の役人の間で、判決への判断、律令の適用如何で見解が分かれた場合、上級審（裁判は県・郡・廷尉・皇帝の四審制）へ判断を仰ぐ手続きである。戦国時代に遡る時期に、役人の間で、事件に関係する律令の適用如何が重要な課題となっていたことになる。『奏讞書』案例二二の秦の裁判では、夫が死去した直後に

妻が不倫をしたと夫の母から訴えられたが、県では相続の順位・服喪の範囲や期間・不孝罪の適用・現行犯逮捕の原則等々の律の運用が審理され、県吏の意見が分かれる中で、上級審の廷尉府において、死亡した夫への貞節は否定され、現行犯逮捕でなかった点が問題とされた。『奏讞書』案例三の漢初の裁判では、諸侯王国から長安に徙遷された女性を妻とし、長安から連れ出そうとした役人が、来誘罪（亡命をそそのかす罪）に当たるか、姦淫罪や闖亡罪に当たるかで、県での判決が纏まらず、廷尉や皇帝にまでも審理が委ねられていた。

裁判と律令との関わりは、『唐律疏議』断獄にも、「諸断獄、皆須具引律・令・格・式正文」と見えるが、遡る戦国秦漢時代にあつて、既に裁判における律令の適用如何が強く意識されていたことになる。